

コンゴ 若い活動家が釈放されました!

コンゴ民主共和国で社会の改革を目指す若者グループ「変化のための闘い(LUCHA)」で活動するフレッド・バウマさんとイブ・マカンバラさんが8月29日、保釈されました。2人は昨年1月、国政選挙の実施の遅れに抗議するデモ参加者に対する人権侵害を監視していたとき、警察に拘束されました。



8月中旬には、LUCHAの代表が大統領に直接会うことができ、釈放を要請していました。その会合後、法務・人権省が彼らの釈放を発表したのです。

2人の逮捕容疑は、国家に対する陰謀の企て、公共物の破壊を目的とした結社などの、当人にはまったく覚えがない容疑で、政権に批判的な者を逮捕・起訴するためのねつ造であることが明らかでした。

釈放は歓迎すべきですが、容疑は晴れておらず、再度拘束される恐れがあります。言論の自由が厳しく制限される同国では、2人のような不当な逮捕と脅迫めいた取り調べは日常的だと言われています。

アムネスティは、2人を「ライティングマラソン」で取り上げ、その釈放を求める署名17万筆以上を当局に送りました。完全な自由に向けた運動を引き続き実施する予定です。

良心の囚人のザモラさんが釈放!

メキシコで8月12日、先住民族の土地と環境を侵害しているとして抗議の声をあげて投獄されていたイルデフォンソ・ザモラさんが、釈放されました。

ザモラさんが逮捕されたのは昨年11月ですが、容疑は2012年に起きた強盗事件でした。犯行現場にあったという証拠品は信ぴょう性がなく、法廷での検察側の証人らは、判で押したようにおなじ証言でした。

ザモラさんは長年環境保全に取り組み、当局に歯に衣を着せずに意見を言い続けてきました。そのため本人だけでなく、息子たちも当局に狙われていたようでした。2007年、2人の息子が何者かに襲撃され、一人が大怪我、もう一人が殺害されるという最悪の事態となりました。

ザモラさんは獄中で次のように語っていました。「断じて許せない違法な伐採をやめさせるために闘ってきた。そのため大きな代償も払った。しかし、違法な伐採でこの地球が破壊されるのは、許せない。その思いは今も変わらない。」



上: 8月12日の記者会見後アムネスティ・メキシコ支部スタッフと
© Fernanda Falcón / Amnesty International

8月12日、連邦裁は、「本件では、公正な裁判を受ける権利が著しく侵害されてきた。よって、地元の裁判所に同氏の釈放を命じる」という裁定を下しました。

ザモラさんは、アムネスティに次のように語っています。「不当な投獄を受けて9カ月、ようやく家族や仲間の元に戻れました。世界中のアムネスティの皆さんに、心よりお礼を申し上げたい」

狙撃されたシリア少女、術後快方へ

8月2日、検問所で銃弾を受けて重傷を負ったシリア人少女ギーナ・アハマド・ワディさん(10才)は、緊急手術を受けるため、ダマスカスの大きな病院に無事転院することができました。



8月2日、ワディさんは、病に伏す母親の薬を買いに行く途中、マダヤの検問所で狙撃手の銃撃を受けるという不運に見舞われました。左の大腿部を撃たれ、複雑骨折と神経切断の大けがを負いました。

マダヤは、政府軍に包囲網の中にあり、町外への移動の自由は制限されています。緊急手術が必要なギーナさんは、すぐにもダマスカスかレバノンの病院への転院が必要でした。しかし、転院を求める家族の懸命の要請は、すぐには認められず、10日近くも経ってようやく、「8月13日にダマスカスの病院への転院を許す」という一報が届きました。

親族の一人はアムネスティに、「ギーナだけでない。数千人の子どもたちが、戦争に巻き込まれ、悲惨な状況に置かれている。ギーナは比較的簡単に救い出せた。私たちはできる限りのことをして一人でも多くの子どもを助け出したい」と語っていました。

この件に関するアクションはこれで終わります。アピール文を送っていただいた方々に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

流産で勾留していたベレンさんが釈放！

「世界中から応援のメッセージが届いて、元気をもらいました。私のために活動してくれたすべての人に感謝しています。言葉では言い表せません。本当の自由を勝ち取り、今度は私が同じような状況にいる女性のために、闘います」――ベレンさん

2014年3月、当時25歳だったベレンさんは、腹痛と陰からのひどい出血で病院へ駆け込み、医師に22週間の胎児を流産したと告げられました。それで初めて自分が妊娠していたことを、知りました。

妊娠中絶を原則禁止するアルゼンチンですが、流産は違法ではありません。しかし病院職員が、ベレンさんが「自ら中絶しようとした」と通報したため、警察はベレンさんを中絶の罪で逮捕しました。その後容疑は計画殺人になり、ベレンさんは今年4月に懲役8年の有罪判決を受けました。

国際基準上、医療従事者は、たとえ警察であっても本人の承諾なしに第三者に個人の医療情報を開示してはなりません。ましてや虚偽の密告で投獄されるなど、あってはなりません。

アムネスティはベレンさんの釈放を求めて、署名活動を実施。日本からも含め世界中から集まった12万筆をアルゼンチン支部でとりまとめ、今年6月、当局に提出しました。また、州や国の政府関係者とも面会し、問題改善に向けた具体策を求めました。こうして国際的に広がった非難の声は政府を動かし、ベレンさんはついに釈放されました！みなさんの行動が彼女を救ったのです。ベレンさんの闘いはまだ終わっていません。彼女の起訴はまだ取り下げられておらず、現在、最高裁判所の判断を待っています。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp
UA 年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本